

平成 16 年 10 月 20 日農林水産省告示第 1862 号

租税特別措置法施行規則第 5 条の 12 第 1 項、第 20 条の 6 第 1 項及び第 22 条の 29 第 1 項の規定による農林水産大臣の行う証明に関する手続を定めた件

租税特別措置法施行規則(昭和 22 年大蔵省令第 15 号)第 5 条の 12 第 1 項、第 20 条の 6 第 1 項及び第 22 条の 29 第 1 項の規定による農林水産大臣の行う証明に関する手続を次のように定め、平成 16 年 11 月 1 日から適用する。

平成 16 年 10 月 20 日

農林水産大臣 島村 宜伸

(証明申請書の提出)

第 1 条 租税特別措置法施行規則第 5 条の 12 第 1 項、第 20 条の 6 第 1 項又は第 22 条の 29 第 1 項の規定による農林水産大臣の証明を受けようとする畜産業者を営む者は、別記様式による証明申請書 2 通を農林水産大臣に提出しなければならない。

2 前項の証明を受けようとする者は、当該畜産業者を営む者の住所又は所在地を管轄する地方農政局生産経営流通部畜産課(北海道に住所又は所在地を有する者にあつては農林水産省生産局畜産部畜産企画課、沖縄県に住所又は所在地を有する者にあつては内閣府沖縄総合事務局農林水産部畜産課)を経由して農林水産大臣に提出しなければならない。

(証明)

第 2 条 農林水産大臣は、前条の規定による証明申請書の提出があつた場合において、当該申請を行った者が家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律(平成 11 年法律第 112 号)第 4 条の規定による指導及び助言を受けたことがないと認めるときは、その証明を行うものとする。

(証明書の交付)

第 3 条 農林水産大臣は、前条の証明を行ったときは、当該証明に係る証明申請書 1 通にその旨を記入し、証明書として当該証明を受けた者に対し交付するものとする。

(証明の取消し)

第 4 条 農林水産大臣は、第 2 条の証明を受けた者が第 1 条の規定による申請に際して虚偽の申請を行ったときは、当該証明を取り消すことができる。

別記様式(第 1 条関係)

租税特別措置法施行規則第 5 条の 12 第 1 項、第 20 条の 6 第 1 項又は第 22 条の 29 第 1 項の規定による証明申請書

申請年月日 _____

農林水産大臣

殿

申請者名(署名又は記名押印) _____

住 所 _____

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律第 4 条の規定による指導及び助言を受けたことがないことについて、租税特別措置法施行規則第 5 条の 12 第 1 項、第 20 条の 6 第 1 項又は第 22 条の 29 第 1 項の規定による農林水産大臣の証明を受けたいので、下記により申請します。

記

申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地	
申請に係る家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する機械その他の減価償却資産の所在地	
平成 16 年 11 月 1 日以降、申請者が畜産業を営んだことのある場所の所在する都道府県	

証明番号 _____

証明年月日 _____

上記の申請について、租税特別措置法施行規則第 5 条の 12 第 1 項、第 20 条の 6 第 1 項又は第 22 条の 29 第 1 項の規定により証明します。

農林水産大臣 _____

(備考)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 とすること。
- 2 印のある部分は、記入しないこと。